

名古屋市告示第198号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5イの市長が告示で
指定する建築物について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号
の5イの市長が告示で指定する建築物を次のように定めます。

なお、平成29年名古屋市告示第245号は廃止します。

令和7年4月1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次のいずれかに掲げる用途に供する建築物とする。

- (1) 工場
- (2) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (3) 水産物の増殖場又は養殖場
- (4) 倉庫
- (5) 卸売市場
- (6) 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課